

注意・警戒情報

「今、修理しないと大変なことになる」
住宅リフォーム工事トラブルに注意！

隣家の屋根工事をしている業者が来訪し、「屋根瓦がめくれている。今、修理しないと雨漏りする」と言われた。瓦がめくれている写真を見せられたので信用してすぐ契約してしまったが、よく考えると高額な工事なので、契約をやめたい。

アドバイス

「（屋根や基礎を）無料で点検する」「近所で工事をしているので挨拶に来た」などと訪問し、高額な契約をせまるリフォーム業者に注意してください。

「早く工事しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、一つの工事が終わると次々と別の工事を契約させるトラブルも見られます。

必要のない工事であればはっきり断り、むやみに家の中に事業者を入れないようにしましょう。

リフォーム工事には高額なお金がかかります。勧誘されても、その場で申し込まず、工事の内容や費用をよく確認したうえで、ご家族などに相談したり、複数の業者から見積りを取ったりして、よく検討することが必要です。「住みいるダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎0570-016-100）」などの公的相談窓口で、事前に相談することもできます。

特定商取引法で定める訪問販売で契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば工事が始まってしまってもクーリング・オフが可能です。たとえ期間が過ぎてしまっても諦めずに、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

（身近な消費生活相談窓口につながります。）



苦情相談は7.4%増加 70歳代以上の苦情相談が全体の20.1%

平成26年度上半期 神奈川県内における消費生活相談の概要

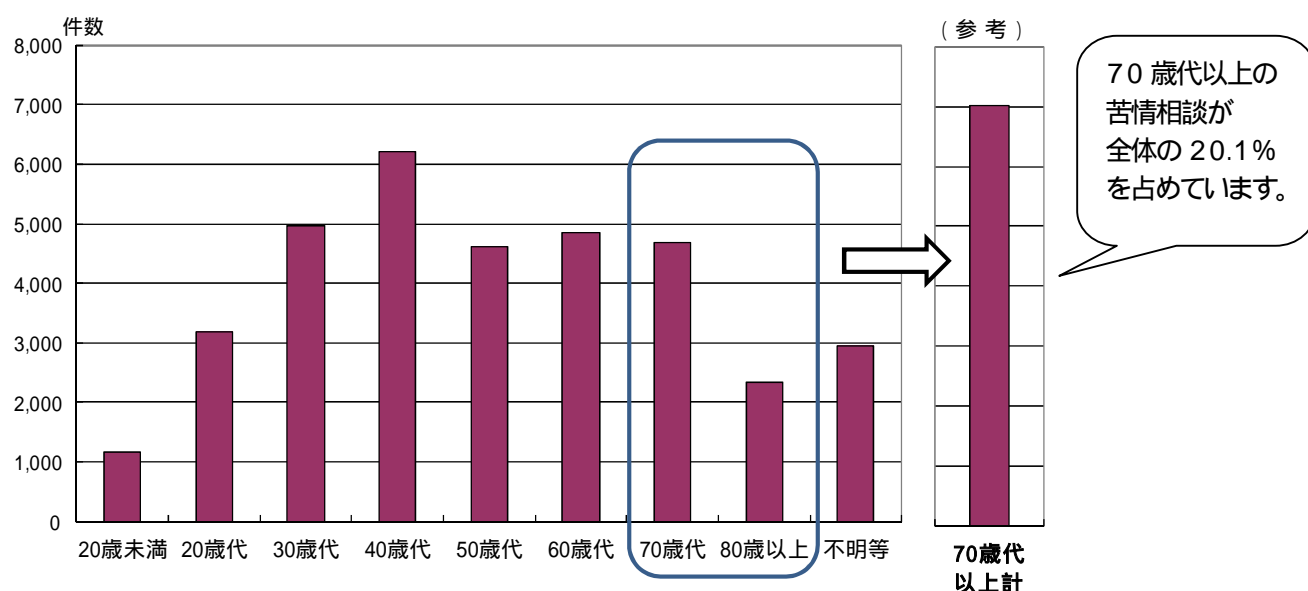
苦情相談件数はどのくらいだったの？

平成26年4月から9月の、県内消費生活センター等で受け付けた消費生活相談の苦情相談件数は34,947件で前年度同期に比べ7.4%増えました。

どんな相談が多かったの？

順位	品目	件数	前年度 同期比	コメント
1	デジタルコンテンツ	7,110	↑	40歳代を中心に幅広い年代から相談が寄せられています。
2	不動産貸借	1,617	↑	賃貸アパートの原状回復に関する相談や敷金清算に関する相談
3	工事・建築	1,386	↑	新築工事に関する相談のほか、訪問販売による屋根工事などに関する相談など
4	商品一般	1,206	↑	商品を持定できない相談。架空請求や公的機関を名乗る不審な勧誘など
5	フリーローン・サラ金	682	↓	融資する際に信用性を担保するためと称して複数の携帯電話を契約させられたという相談も
6	インターネット接続回線	677	↑	60歳代以上で相談件数大幅増。(前年度同期比69.7%増)
7	携帯電話サービス	662	↑	携帯電話の契約に関するトラブル
8	役務その他サービス	629	↑	アダルトサイトのワンクリック請求の解決をするという事業者から高額な手数料を請求された、という相談も
9	健康食品	466	↓	前年度同期の約3分の1になりました。
10	公社債	454	↑	前年度同期の2倍近くの件数。契約当事者のほとんどが60歳代及び70歳代

どの年代からの相談が多かったの？



詳しくは「平成26年度上半期 神奈川県内における消費生活相談概要」で検索して本文をご覧ください。

困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう